

議案第 80 号

市川市自転車の安全利用に関する条例の制定について

市川市自転車の安全利用に関する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 14 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市自転車の安全利用に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全利用について、市、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、関係団体等の責務を明らかにし、それぞれがその責務を果たすことにより、自転車利用者による危険な運転の防止と自転車の安全利用に関する普及啓発を図り、もって市民の安全で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車の安全利用 自転車の安全運転、事故の防止に関する知識の習得、定期的な点検整備、事故に備えた保険への加入その他の自転車を安全に安心して利用することをいう。
- (3) 関係団体 交通安全協会、自治会その他の交通安全に関する活動を行う団体をいう。

(4) 学校長 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長をいう。

（市の責務）

第3条 市は、道路交通法その他の交通安全に関する法令の教育に努めなければならない。

2 市は、自転車利用者に対して、自転車の安全利用に関する指導及び啓発を行い、自転車の事故の防止に努めなければならない。

3 市は、前2項に定める責務を果たすに当たっては、警察署とも連携を図るものとする。

4 前3項に定めるもののほか、市は、この条例の目的を達成するため、交通環境の整備を含めた総合的な施策を行わなければならない。

（自転車利用者等の責務）

第4条 自転車利用者は、歩行者との事故につながるような危険な運転をしてはならない。

2 自転車利用者は、自転車の事故の防止に関する知識の習得、定期的な点検整備及び事故に備えた保険への加入に努めなければならない。

3 自転車利用者は、市又は警察署が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

4 自転車利用者及び市民は、道路交通法その他の交通安全に関する法令を遵守しなければならない。

（関係団体の責務）

第5条 関係団体は、自転車利用者に自転車の安全利用に関する知識を習得させるため、その啓発に努めなければならない。

2 関係団体は、市又は警察署が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（自転車小売業者の責務）

第6条 自転車の小売を業とする者（次項において「自転車小売業者」という。）は、自転車利用者に対して、自転車の安全利用に関する適切な助言に努めな

なければならない。

- 2 自転車小売業者は、市又は警察署が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(学校長の責務)

第7条 学校長は、児童及び生徒並びにこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車の安全利用に関する意識の高揚に努めなければならない。

- 2 学校長は、自転車の安全利用に関する教育の場の提供その他の市又は警察署が行う自転車の安全利用に関する施策への協力に努めなければならない。

- 3 学校長は、自転車による通学又は学校行事等への参加を認める場合は、対象となる児童及び生徒並びにこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車の安全利用に関する指導に努めなければならない。

(保護責任者の責務)

第8条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、当該幼児、児童又は生徒に対して、道路交通法その他の交通安全に関する法令の教育に努めなければならない。

(遵守事項)

第9条 自転車利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、法令によりこれらに対する例外が認められている場合は、この限りでない。

- (1) 歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行すること。
- (2) 道路の中央から左の部分を通行すること。
- (3) 酒気を帯びて運転しないこと。
- (4) 他の者を乗車させて運転しないこと。
- (5) 他の自転車と並進しないこと。
- (6) 夜間等においては、前照灯等を点灯させること。
- (7) 信号機のない交差点を通行するときは、一時停止の道路標識等を遵守し、又は徐行するとともに、安全の確認を行うこと。
- (8) 信号機のある交差点を通行するときは、その信号を遵守するとともに、

安全の確認を行うこと。

(9) 傘を差すなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。

(10) 携帯電話その他の携帯機器を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は注視しながら運転しないこと。

(11) ヘッドホンで音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態で運転しないこと。

2 前項に定めるもののほか、自転車利用者は、歩行者の安全を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩道を通行するときは、当該歩道の中央から車道寄りの部分を徐行するとともに、必要に応じて一時停止するなど、歩行者の通行を妨げないこと。

(2) 歩行者の通行の頻繁な歩道又は路側帯を通行するときは、自転車を押して歩くよう努めること。

(3) 商店街の区域内を通行するときは、必要に応じて自転車を押して歩くよう努めること。

3 幼児又は児童を保護する責任のある者は、当該幼児又は児童を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(指導)

第10条 市長は、前条に規定する事項を遵守しない者に対して、指導を行うことができる。

2 市長は、警察署と情報交換その他の協力をして前項の指導を行うものとする。

3 市長は、第1項の指導を行う指導員を置き、自転車利用者による危険な運転の防止に努めるものとする。

(安全利用に関する講習を受ける機会の充実)

第11条 市長は、自転車の安全利用に関する講習を受けた市民に対する優遇措置等を講ずることにより、全ての市民が当該講習を受けることのできる機会の充実を図るものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市長は、関係団体が自主的に自転車の安全利用に関する活動を行う場合には、当該関係団体に対して、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報啓発)

第13条 市長は、自転車の安全利用について市民の理解が深まるよう広報その他の啓発活動を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

市民の安全で快適な生活を確保するため、自転車の安全利用について、市、自転車利用者、関係団体等の責務を明らかにし、それぞれがその責務を果たすことにより、自転車利用者による危険な運転の防止と自転車の安全利用に関する普及啓発を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。